

## 静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号。以下「条例」という。）第15条及び第16条ただし書の規定による静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下、「専門職大学」という。）の授業料及び入学料、入学検定料の減免等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 授業料及び入学料の減免

(授業料及び入学料の減免の対象者)

第2条 条例第15条の規定により、授業料及び入学料の納付が困難と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ知事が認める者とする。ただし、著しい成績不振者及び進級要件又は卒業要件を満たさずに留年中の者を除く。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）の規定に基づく授業料及び入学料の減免の認定要件を満たす者

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 学部若しくは短期大学部の学生のうち大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。）第10条第1項第2号から第9号までに該当する者

イ 本人の属する世帯（同居、別居を問わず生計を一にする家族をいう。以下同じ。）員について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税の均等割が非課税の者

ウ 日本国外に居住する本人の属する世帯の構成員（以下「世帯員」という。）から日本国内に居住する本人の属する世帯員への金銭等の給付がある場合にあっては、前年1年間の給付金額が、別表1の左欄に掲げる世帯員の人数の区分に応じ、それぞれ同表に定める金額（以下「基準金額」という。）を超えない者

エ 国籍法（昭和25年法律第147号）に規定する日本の国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者である者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者（以下「日本人等」とい

う。)

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 次のいずれにも該当する者

(ア) 前号ア、イ及びエに掲げる要件に該当する者

(イ) 日本国外に居住する本人の属する世帯員から日本国内に居住する本人の属する世帯員への金銭等の給付がある場合にあっては、前年1年間の給付金額が、基準金額に条例の別表に規定する授業料(年額)の半額を加えた金額を超えない者

イ 次のいずれにも該当する者

(ア) 前号ア、ウ及びエに掲げる要件に該当する者

(イ) 本人の属する世帯全員について、地方税法の規定により市町村民税の所得割が非課税又は課税額0円の者

(4) 次のいずれにも該当する者

ア 本人の属する世帯全員(日本国内に居住する者に限る。)の当該年度1年間の総収入金額(日本国外に居住する本人の属する世帯員からの金銭等の給付及びその他の収入(奨学金等(奨学金に類するものを含む。以下同じ。))を除く。)をいう。次号において同じ。)が、基準金額を超えない者

イ 国費外国人留学生実施要項(昭和29年3月31日 文部大臣裁定)第2条の国費外国人留学生でない者

ウ 外国政府の派遣する留学生でない者

エ 日本人等でない者

(5) 次のいずれにも該当する者

ア 本人の属する世帯全員(日本国内に居住する者に限る。)の当該年度1年間の総収入金額が、基準金額に条例の別表に規定する授業料(年額)の半額を加えた金額を超えない者

イ 返済不要の奨学金等の月額受給額が3万円以下又は未受給の者

ウ 前号イからエまでに掲げる要件に該当する者

2 条例第15条のその他特別の理由があると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 授業料については、入学前1年以内又は入学後において、本人の属する世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受け、授業料の納付が困難となった者で、かつ、知事が認める者

(2) 入学料については、入学料納付手続日前1年以内において、本人の属する世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により著しい損害を受け、入学料の納付が困難となった者で、かつ、知事が認める者

(3) 授業料滞納又は行方不明により除籍された者

(4) 死亡した者

(5) その他やむを得ない事情があると知事が認める者

(授業料及び入学料の減免の方法)

第3条 授業料及び入学料の減免の承認は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに承認するものとする。ただし、本人の属する世帯の主たる家計支援者の死亡、災害その他予期しなかった事由（以下「家計急変事由」という。）が生じたこと等により緊急に減免が必要となった場合には、この限りではない。

(授業料及び入学料の減免の額)

第4条 授業料及び入学料の減免の額は別表2のとおりとする。

(授業料及び入学料の減免の申請)

第5条 授業料及び入学料の減免を申請しようとする者は、次の各号に定める書類及び学長が必要と認める書類を、別に指定する日までに学長を経由して知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に基づく申請

ア 授業料及び入学料の減免の対象者の認定に関する申請書（要綱様式第1号）

(2) 第2条第1項第2号から第5号及び第2項に基づく申請

ア 授業料（入学料）減免申請書（要綱様式第2号）

(授業料及び入学料の減免の知事への承認申請)

第6条 学長は、前条に規定する申請書を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(授業料及び入学料の減免の決定)

第7条 知事は、前条の規定により、第5条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

(授業料減免の継続)

第8条 前条により認定を受けた授業料及び入学料の減免対象者のうち、第2条第1項第2号から第5号及び第2項に該当する者が在学中に継続して授業料の減免を受けようとするときは、授業料（入学料）減免申請書（要綱様式第2号）及び学長が必要と認める書類を、別に指定する日までに学長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項及び第2条第1項第1号に該当する者の知事への承認申請及び決定は、第6条及び第7条を準用する。

(その他)

第9条 学長は、第7条及び第8条第2項により承認を受けた授業料及び入学料の減免対象者に対し、別に定める書類の提出を求めることができる。

### 第3章 授業料の分割納付

(授業料分割納付の対象者)

第10条 条例第15条の規定により、授業料の分割納付を認められる者は、第2条に規定する減免の対象者に準ずる者とする。

(授業料分割納付の方法)

第11条 授業料の分割納付の許可は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可するものとする。

(授業料分割納付の額)

第12条 授業料の分割納付の額は、授業料年額の12分の1に相当する額を、毎月月末までに納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合はその他の分割方法により納付することができる。

(授業料分割納付の申請)

第13条 授業料の分割納付を申請しようとする者は、授業料分割納付申請書(要綱様式第3号)及び学長が必要と認める書類を別に指定する日までに学長を経由して知事に提出しなければならない。

(授業料分割納付の知事への承認申請)

第14条 学長は、前条に規定する申請書を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(授業料分割納付の決定)

第15条 知事は、前条の規定により、第13条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

### 第4章 授業料及び入学料の納付猶予

(授業料及び入学料の納付猶予の対象者)

第16条 条例第15条の規定により、授業料及び入学料の納付猶予を認められる者は、第5条の規定により授業料及び入学料の減免を申請しようとする者及び第8条の規定により在学中に継続して授業料の減免を受けようとする者のうち、やむを得ない事情があると知事が認める者とする。

(授業料及び入学料の納付猶予の方法)

第17条 入学料の納付猶予の許可は、入学手続き時に許可する。

2 授業料の納付猶予の許可は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可するものとする。ただし、家計急変事由が生じたことによる授業料の納付猶予については、この限りではない。

(授業料及び入学料の納付猶予の期限)

第 18 条 授業料及び入学料の納付を猶予する期限は、別に定めるものとし、入学料及び前期授業料は 9 月末、後期授業料については 3 月末を超えないものとする。

(授業料及び入学料の納付猶予の申請)

第 19 条 授業料及び入学料の納付猶予を申請しようとする者は、第 5 条に規定する減免に関する申請書又は第 8 条に規定する減免に関する申請書、授業料及び入学料の納付猶予申請書(要綱様式第 4 号)及び学長が必要と認める書類を別に指定する日までに学長を経由して知事に提出しなければならない。

(授業料及び入学料の納付猶予の知事への承認申請)

第 20 条 学長は、前条に規定する申請書を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(授業料及び入学料の納付猶予の決定)

第 21 条 知事は、前条の規定により、第 19 条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

## 第 5 章 授業料及び入学料の還付

(授業料及び入学料の還付の対象者)

第 22 条 条例第 16 条ただし書きの規定により、授業料及び入学料の還付を認められる者は、第 7 条及び第 8 条の規定による授業料及び入学料の減免の承認を受けた者のうち、当該授業料及び入学料について納付済の授業料及び入学料がある者とし、その還付額は、減免を認められた授業料及び入学料のうち納付済の額とする。

(授業料及び入学料の還付の方法及び決定)

第 23 条 授業料及び入学料の還付は、年度を前期及び後期の 2 期に分けた区分により承認するものとし、第 7 条及び第 8 条第 2 項の規定による授業料及び入学料の減免の承認をもって、還付の決定がなされたものとする。

## 第 6 章 入学検定料の減免

(入学検定料減免の対象者及び免除額)

第 24 条 条例第 15 条の規定により、入学検定料の減免を認められる者は、本人と同一世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により自らの住宅に著しい損害を受けた者とし、その詳細及び免除額は別表 3 のとおりとする。

(入学検定料減免の方法)

第 25 条 入学検定料の減免は、入学試験ごとに承認するものとする。

(入学検定料減免の申請)

第 26 条 入学検定料の減免を申請しようとする者は、入学検定料減免申請書（要綱様式第 5 号）及び学長が必要と認める書類を、当該入学試験に係る入学願書を提出する際に学長を経由して知事に提出しなければならない。

(入学検定料減免の知事への承認申請)

第 27 条 学長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(入学検定料減免の決定)

第 28 条 知事は、前条の規定により、第 26 条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

## 第 7 章 入学検定料の納付猶予

(入学検定料納付猶予の対象者)

第 29 条 条例第 15 条の規定により、入学検定料の納付の猶予を認められる者は、第 25 条の規定により入学検定料の減免を申請しようとする者とする。

(入学検定料納付猶予の方法)

第 30 条 入学検定料の納付猶予は、入学試験ごとに許可するものとする。

(入学検定料納付猶予の期限)

第 31 条 入学検定料の納付を猶予する期限は、別に学長が定めるものとし、当該入学試験実施日の前日を越えないものとする。なお、複数の入学試験を受験する場合は、先に実施する入学試験実施日の前日までとする。

(入学検定料納付猶予の申請)

第 32 条 入学検定料の納付猶予を申請しようとする者は、第 26 条に規定する減免申請書、入学検定料納付猶予申請書（要綱様式第 6 号）及び学長が必要と認める書類を、当該入学試験に係る入学願書を提出する際に学長を経由して知事に提出しなければならない。

(入学検定料納付猶予の知事への承認申請)

第 33 条 学長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(入学検定料納付猶予の決定)

第 34 条 知事は、前条の規定により、第 32 条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

## 第8章 入学検定料の還付

(入学検定料還付の対象者及び還付額)

第35条 条例第16条ただし書きの規定により、入学検定料の還付を認められる者は、本人と同一世帯の主たる家計支援者が天災その他の災害により自らの住宅に著しい損害を受けた者のうち、やむを得ない事情により入学検定料の減免を申請できなかつた者とし、その詳細及び還付額は別表4のとおりとする。

(入学検定料還付の方法)

第36条 入学検定料の還付は、入学試験ごとに承認するものとする。

(入学検定料還付の申請)

第37条 入学検定料の還付を申請しようとする者は、入学検定料還付申請書(要綱要綱様式第7号)及び学長が必要と認める書類を、別に指定する日までに学長を経由して知事に提出しなければならない。

(入学検定料還付の知事への承認申請)

第38条 学長は、前条に規定する書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、当該書類に別に定める意見書を付して、速やかに知事へ送付しなければならない。

(入学検定料還付の決定)

第39条 知事は、前条の規定により、第37条に規定する書類を受理したときは、速やかにその承認又は不承認を決定し、その旨を学長を経由して申請者に通知するものとする。

## 第9章 補則

(減免の取消し)

第40条 知事は減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、減免の理由を失った場合
- (3) 減額の承認を受けた者が、授業料、入学料及び入学検定料の納期限を守らない場合

(分割納付の取消し)

第41条 知事は分割納付の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、分割納付の理由を失った場合
- (3) 分割納付の承認を受けた者が、授業料及び入学検定料の納期限を守らない場合

(納付猶予の取消し)

第 42 条 知事は納付猶予の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、納付猶予の理由を失った場合  
(還付の取消し)

第 43 条 知事は還付の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、還付の理由を失った場合  
(委任)

第 44 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

要綱	日本国内に居住する本人の属する世帯員の人数（本人を含む。）	基準金額
第2条 （授業料及び入学料の 減免）	1人	110万円
	2人	160万円
	3人以上	160万円に2人を超える1人ごとに50万円を加算した金額

別表2（第4条関係）

要綱	減免の額	
	授業料	入学料
第2条第1項第1号	修学支援法施行令第2条第1項及び第2項の定める額	
第2条第1項第2号	全額	
第2条第1項第3号	半額	
第2条第1項第4号 （返済不要の奨学金等の月額受給額が3万円以下又は未受給の者）	全額	
第2条第1項第4号 （返済不要の奨学金等の月額受給額が3万円を超える者）	半額	
第2条第1項第5号	半額	
第2条第2項第1号 ①全壊（全焼） ②半壊（半焼） ③床上浸水	①全額（2期を限度） ②半額（2期を限度） ③1/3に相当する額 （当期限り）	
第2条第2項第2号 ①全壊（全焼） ②半壊（半焼） ③床上浸水		①全額 ②半額 ③1/3に相当する額
第2条第2項第3号又は第4号	全額	
第2条第2項第5号	修学支援法施行令第2条第1項及び第2項の定める額	

別表 3 (第 24 条関係)

要綱	入学検定料減免の対象者	免除額
第 24 条 (入学検定料減免)	その世帯の居住する住宅が全壊した者	全額
	その世帯の居住する住宅が半壊した者	半額

別表 4 (第 35 条関係)

要綱	入学検定料還付の対象者	還付額
第 35 条 (入学検定料還付)	その世帯の居住する住宅が全壊した者	全額
	その世帯の居住する住宅が半壊した者	半額

## 授業料及び入学料の減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

私は、静岡県立農林環境専門職大学（静岡県立農林環境専門職大学短期大学部）に対し、静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第5条第1号の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料の減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料及び入学料の減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、静岡県立農林環境専門職大学（静岡県立農林環境専門職大学短期大学部）が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が静岡県立農林環境専門職大学（静岡県立農林環境専門職大学短期大学部）の保有する私の授業料及び入学料の減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料の減免を受けておらず、当該授業料及び入学料の減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別		<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難(大学等における修学の支援に関する法律 第4条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 多子世帯(同法 第4条第1項第1号)			
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)	
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料及び入学料の減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料及び入学料の減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。  
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別に定める書類の提出が必要です。  
なお、給付奨学金と授業料及び入学料の減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料及び入学料の減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料の減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料及び入学料の減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料及び入学料の減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

授業料（入学料）減免申請書  
（日本人等・外国人留学生）

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者  
（ 学部 学科 第 学年）

学生番号

氏名

保護者住所

保護者氏名

電話番号

学生との続柄

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第5条第2号の規定に基づき、授業料（入学料）減免の対象者としての認定を申請します。

減免の認定を受けようとする授業料（入学料）	
種別・期間	<input type="checkbox"/> 授業料（令和 年度（前期・後期）） <input type="checkbox"/> 入学料
金額	授業料（ ）円 入学料（ ）円

授業料（入学料）減免の申請内容
1 新規、継続の別 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
2 減免申請の理由 (1) 通常（第2条第1項） <input type="checkbox"/> 日本人等 <input type="checkbox"/> 外国人留学生 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
(2) その他特別な理由（第2条第2項） <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号

※第1項各号及び第2項各号による減免は併用不可

申請理由（詳細に記入すること）

（注）申請者が成年に達している場合又は特別な理由がある場合は、保護者を保証人に読み替えるものとする。

授 業 料 分 割 納 付 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者  
( 学部 学科 第 学年)

学生番号

氏名

保護者住所

保護者氏名

電話番号

学生との続柄

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第13条の規定に基づき、  
授業料分割納付の対象者としての認定を申請します。

分割納付を希望する期間	令和 年度 ( 前期 ・ 後期 )
分割納付方法・納付額	月 割 その他 ( 月 円 月 円) ( 月 円 月 円) ( 月 円)
分割納付を必要とする理由 (詳細に記入する。)	

(注) 申請者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人に読み替えるものとする。

授業料及び入学料の納付猶予申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者  
（ 学部 学科 第 学年）  
学生番号  
-----  
氏名  
-----  
保護者住所  
-----  
保護者氏名  
-----  
電話番号  
-----  
学生との続柄  
-----

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第19条の規定に基づき、  
授業料及び入学料の納付猶予の対象者としての認定を申請します。

納付猶予を希望する理由	<input type="checkbox"/> 要綱第5条の規定により、授業料及び入学料の減免を申請中のため
	<input type="checkbox"/> 要綱第8条の規定により、授業料の減免継続を申請中のため
納付猶予を希望する 授業料及び入学料の種類	<input type="checkbox"/> 入学料 <input type="checkbox"/> 授業料
授業料納付猶予を希望する期間	令和 年度 （ 前期 ・ 後期 ）

（注）申請者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人に読み替えるものとする。

入学検定料減免申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者（入学志願者）

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第26条の規定に基づき、入学検定料の減免の対象者としての認定を申請します。

入学検定料の減免を受けようとする入学試験	実施年度	令和 年度
	学部・学科	学部 学科
	選抜区分	<input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> 指定校推薦選抜 <input type="checkbox"/> 学校長推薦選抜 特別選抜 ( <input type="checkbox"/> 社会人選抜 <input type="checkbox"/> 私費外国人留学生選抜)
被災状況及び減免を受けようとする金額	<input type="checkbox"/> 全壊（全額） <input type="checkbox"/> 大規模半壊・半壊（半額）	
上記被災の発生時期	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。） ※ 住民票の写は、被災証明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。	
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、本減免申請が認められなかった場合には、所定の入学検定料の納付が必要であり、指定期日までに納付ができない場合は、当該入学試験の受験は認められないことを承知しています。	

入学検定料納付猶予申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者（入学志願者）

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第32条の規定に基づき、入学検定料の納付猶予の対象者としての認定を申請します。

入学検定料の納付猶予を受けようとする入学試験	実施年度	令和 年度
	学部・学科	学部 学科
	選抜区分	<input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> 指定校推薦選抜 <input type="checkbox"/> 学校長推薦選抜 特別選抜 ( <input type="checkbox"/> 社会人選抜 <input type="checkbox"/> 私費外国人留学生選抜)
申請の理由となる被災の発生時期	令和 年 月 日	
納付猶予申請の理由	<input type="checkbox"/> り災証明書の提出が当該入学試験に係る入学検定料減免の申請期限に間に合わないため <input type="checkbox"/> その他やむを得ない事情によるため (以下に詳細に記入すること)	
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、本猶予申請が認められた場合にも、別に指定される入学検定料減免申請期限までに減免申請書類の提出が行えない場合は、入学検定料の納付が必要になることを承知しています。このとき、指定期日までに納付ができない場合は、当該入学試験の受験は認められないことを承知しています。	

入 学 検 定 料 還 付 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者（入学志願者）

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱第37条の規定に基づき、入学検定料の還付の対象者としての認定を申請します。

入学検定料の 還付を受けようと する入学試験	実施年度	令和 年度
	学部・学科	学部 学科
	選抜区分	<input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> 指定校推薦選抜 <input type="checkbox"/> 学校長推薦選抜 特別選抜 ( <input type="checkbox"/> 社会人選抜 <input type="checkbox"/> 私費外国人留学生選抜)
被災状況及び還付を 受けようとする金額	<input type="checkbox"/> 全壊（全額） <input type="checkbox"/> 大規模半壊・半壊（半額）	
上記被災の発生時期	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。） <input type="checkbox"/> 預金通帳の写（振込口座に係る下記事項が分かるページ） ※ 住民票の写は、り災証明書の証明内容と申請者の関係が分かる内容であること。	

（還付金振込口座）

金融機関名		支店名	
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人	（カタカナにて記入）		

※申請者と振込口座の口座名義人が異なる場合には、以下も記入してください。

私（還付申請者）に還付される静岡県立農林環境専門職大学入学検定料の受領に係る一切の権限を、以下の者に委任します。

受任者	住所	
	氏名	印

※受任者は還付金振込口座の口座名義人と同一の者としてください。